審査請求人

決

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人から平成 27 年 11 月 12 日付けで提起された、同年 10 月 29 日付け 生活保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

裁

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、審査請求書によれば概ね次のとおりである。 平成 27 年 11 月から住宅扶助額が減額されたため、減額分の家賃の支払いに 生活費を充てているが、負担が大きすぎる。あらゆる生活費を可能な限り切り つめているので、あとは食費を削るしかない。これ以上栄養状態が悪くなると 病気も悪化してさらに健康が損なわれてしまう。健康を損なっていかずに済む ように住宅扶助額を減額した処分の取消を求める。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

1 平成 27 年 6 月 19 日、処分庁は、請求人に対し、「生活保護法による保護の 基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の改 定について」(以下「処分庁通知」という。)を送付した。処分庁通知には、「「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年厚生省告示第 158 号)別表第 3 の 2 の規定に基づき、厚生労働大臣が定める本市における額が、下記のとおり定められ、本年 7 月 1 日から適用されることとなりましたので、お知らせします。このため、貴世帯においては、7 月 1 日以降、限度額を超える状況になり、今後の対応について、協議する必要がありますので、家賃等に係る契約書を熟読の上、担当ケースワーカーに連絡してください。」と記載されている。

2 平成 27 年 6 月 24 日、請求人は、処分庁に対し、処分庁通知を確認したことを電話で伝えた。処分庁は、請求人に対し、貸主に家賃の引下げ交渉をするか又は家賃限度額 37,000 円以下の物件を探すように伝えると、請求人は、貸主と相談すると伝えた。処分庁は、請求人に対し、「生活保護法における保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について」(平成 27 年 4 月 14 日社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「住宅扶助(家賃・間代等)の限度額通知」という。)第 3 - (2) - アに基づき、住宅扶助限度額について経過措置を適用し、建物賃貸借契約の満了日の属する平成 27 年 10 月末まで旧基準 41,000 円を適用することを説明した。

建物賃貸借契約の内容は、次のとおりである。

- ・契約期間 平成 21 年 10 月 13 日から平成 23 年 10 月 12 日までの 2年間とする。但し、第 2条により更新することができる。
- ・第 2 条 貸主又は借主が相手方に対して第 12 条による解約の意思表示を しないときには、同一条件をもって更に1年間契約が更新されるも のとし、以後も同様とする。
- ・家 賃 月額 円
- 3 平成 27 年 6 月 29 日、請求人は、処分庁を訪れ、貸主と家賃について相談し、 引下げしてもらえることになったことを伝えた。処分庁は、請求人に対し、家賃 証明書を交付し、貸主に記載してもらい提出するよう指導した。
- 4 平成 27 年 7 月 30 日、処分庁は、請求人宅を訪問し、家賃の引下げについて 請求人と貸主との話が進展していないことを聴取し、家賃の引下げがあれば家賃 証明書を提出するよう伝えた。
- 5 平成 27 年 10 月 26 日、処分庁は、請求人の住宅扶助 (家賃・間代等) の限度 額について経過措置期限が終了したため、同年 11 月 1 日を変更日とし、同月以 降の住宅扶助を 37,000 円とする旨の本件処分の決定を行った。
- 6 平成 27 年 10 月 29 日、処分庁は、請求人に対し、同日付け生活保護変更決定 通知書を送付した。当該通知書には、変更理由として「住宅扶助額変更」と記載 されていた。

第3 判断

1 住宅扶助については、次のとおり見直しが行われ、基準額は国の通知にその

取扱いが定められている。

- (1) 厚生労働省において、住宅扶助のあり方が社会保障審議会生活保護基準部会で審議され、平成27年1月に検証結果が取りまとめられ、その報告書を踏まえ、単身世帯や2人以上世帯の住宅扶助上限額の適正化、床面積別の住宅扶助上限額の適正化、個別の事情による配慮措置などの見直しが行われ、同年7月1日から適用されている。
- (2) 住宅扶助の基準額については、一般基準で満たすことができない場合に厚生 労働大臣が別に基準額を定めている。更に、厚生労働大臣が定める基準額で満 たすことができない場合は、世帯員数、世帯員の状況、地域の住宅事情により やむを得ないと認められる場合は、特別基準額を認定することができることと されていたが、今回の見直しにより行われた個別の事情による配慮措置により、 世帯員数の要件が削除され、単身世帯においても、この特別基準額を適用する ことができるようになった。
- (3) 具体的には、この住宅費の特別基準を適用する「やむを得ないと認められるもの」については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)間(第7の56)に、「「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」とは、どのような場合をいうのか。答 世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額(限度額)のうち、世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう」とある。
- (4) また、住宅扶助(家賃・間代等)の限度額通知に、「厚生労働大臣が別に 定める額(以下「住宅扶助(家賃・間代等)の限度額」という。)が、下記の とおり定められ、本年7月1日から適用することとされたので通知する。また、 「保護の実施要領」第7の4の(1)のオによる特別基準は、下記2のとおり となるので、併せて通知する。

記

- 1 住宅扶助 (家質・間代等) の限度額
- (1)世帯人員別の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額 住宅扶助(家賃・間代等)の額(月額)は、次に掲げる額の範囲内の額 とする。

	1人	2人	3人~5人	6人	7人以上
2級地	37,000円	44,000円	48,000円	52,000円	58,000円

(2) 略

2 「生活保護法による保護の実施要領について」第7の4の(1)のオによる額

1の(1)の規定にかかわらず、1の(1)に定める額によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、次に掲げる額(月額)の範囲内において、特別基準額の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。

	1人	2人	3人	4人	5~6人	7人以上
2級地	48,000円	52,000円	56,000円	59,000円	63,000円	67,000円

3 経過措置

本年6月30日において現に住宅扶助を受けている世帯であって、本年7月1日において引き続き住宅扶助を受けるもの(本年6月30日において、保護の申請中であって、当該申請に係る保護の決定処分が本年7月1日以降になされた場合において、住宅扶助を受けることとなった世帯及び保護が停止されている世帯(当該保護の停止前に住宅扶助を受けていた世帯に限る。)を含む。)が、上記1及び2の住宅扶助の基準額の適用を受けた場合に、本年6月まで適用されている住宅扶助の基準額(以下「旧基準額」という。)の適用を受ける場合よりも、住宅扶助の給付額が減少するときは、次のいずれかの経過措置の適用について検討すること。

(1) 略

- (2) 引き続き、当該住居等に居住する場合であって、現在の生活状況等を 考慮して、次のいずれかに該当する限りにおいては、それぞれ定める期 間内において、引き続き旧基準額を適用して差し支えない。
 - ア 当該世帯に係る月額の家賃、間代等が、当該世帯に適用されている 旧基準額を超えていない場合であって、当該世帯の住居等に係る建物の 賃貸借契約等において、契約期間及び契約の更新に関する定めがある場 合 本年7月1日以降に初めて到来する契約期間の満了日の属する月ま での間」とある。
- 2 これらを踏まえ、本件処分について検討する。

処分庁は、上記第2の2及び5のとおり請求人の住宅扶助(家賃・間代等)の限度額について、住宅扶助(家賃・間代等)の限度額通知第3-(2)-アに基づき、平成27年10月まで経過措置を適用し、その経過措置期限が終了したとして同年11月1日から住宅扶助額を41,000円から37,000円に変更したが、請求人の住宅費(家賃)については、同年7月から単身世帯も適用されることとなった課長通知問(第7の56)及び住宅扶助(家賃・間代等)の限度額通知第2に基づき、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合等やむを得ないと認められるものであるかどうか検討し、特別基準の適用の有無を判断すべきであったにもかかわらず、その判断をすることなく、平成27年7月1日から同年10月まで漫然と経過措置を適用し、本件処分を行ったこ

とは、不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法 (昭和 37 年 法律第 160 号) 40 条 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成28年3月1日

審查庁 香川県知事 浜田 恵造

